

地域材利用促進緊急利子助成事業（新規）

【平成23年度概算決定額 180,000(0)千円】

事業のポイント

補助事業に代えて、林業者等の設備投資等に対する融資の充実を図り、地域材の利用を促進します。

・森林・林業再生プランに掲げられている木材自給率50%以上の目標を達成するためには、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じて地域材の利用を促進していくことが重要です。

政策目標

平成23年度に、森林5,000haを集約化、国産材の供給能力を40万m³増加させる

< 内容 >

1. 森林取得等に対する利子助成

森林施業の集約化を推進するために、日本政策金融公庫の林地取得資金の金利負担、又は、相続等により森林、林業機械等の事業用資産が分散するのを防止するために、民間金融機関から資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成（実質無利子化）を行います。

2. 加工・流通施設等の整備に対する利子助成

林業とあわせて木材の加工・流通に取り組む6次産業化を推進するため、林業者等が、高性能林業機械や林産物加工・流通施設等を導入するのに必要な日本政策金融公庫の農林漁業施設資金を借り入れる場合に、最大2%の利子助成（実質無利子化）を行います。

【融資枠：80億円】

< 補助率 >

定額

< 事業実施主体 >

民間団体

< 事業実施期間 >

平成23年度～平成24年度（2年間）

[担当課：林野庁企画課]